

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：14701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22720269

研究課題名(和文)毛沢東期における中国共産党の支配の正当性論理と社会

研究課題名(英文)Chinese Society and the Rationale for the Justification of Chinese Communist Party Rule During the Mao Period

研究代表者

三品 英憲 (MISHINA, Hidenori)

和歌山大学・教育学部・准教授

研究者番号：60511300

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、1940年代初めから50年代末まで(毛沢東期)の中国を取り上げ、中国共産党による支配の構造的特質について明らかにすることである。このため本研究では、まず1940年代の華北農民の規範意識を分析し「面子」観念の重要性を指摘した。つぎに内戦期の土地改革の資料を分析し、「人民の意志」の最終的な解釈権を独占していたのが毛沢東であり、共産党の支配の正当性は「最も正しく人民の意志を理解できる者」としての毛沢東に依拠していたことを明らかにした。さらに1950年代の農業集団化の政策決定過程を考察することによって、このような構造を持つ支配は中華人民共和国にも引き継がれていたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to examine China from the beginning of the 1940's to the end of the 1950's (the Mao Zedong period) and to clarify a structural characteristic of Chinese Communist Party (CCP) rule. To achieve this purpose, first, an analysis of the sense of values among peasants during the 1940's in rural North China highlights the importance of "Mian-zi" in their consciousness. Second, a study of the documents written by Chinese Communists during the civil war reveals that the ultimate right to the interpretation of the will of the peasants fell exclusively to Mao Zedong and that the justification for CCP rule was entirely based on this identification of Mao as "the one most capable of understanding the will of the people". In addition, by examining the policy decision processes for the collectivization of agriculture in the 1950's, this study demonstrates that rule in possession of a similar structure was continued and adopted by the People's Republic of China.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：中国近現代史 中華人民共和国 中国共産党 国共内戦 華北農村社会 支配の正当性 土地改革 毛沢東

1. 研究開始当初の背景

中国共産党(共産党)は、建党以来「人民の前衛」とであると自認し、内戦に勝利して中華人民共和国(人民共和国)を建国した際も、「人民の意志の代表者」であることを正当性の根拠として事実上の一党独裁体制を築いた。共産党は「民意」を自らの支配の正当性根拠としてきたのである。一方で共産党は、1945年以來、「党章」(党規約)のなかで党員の果たすべき義務として「為人民服務(人民のために服務する)」を掲げ、入党時など事あるごとにこのモットーを党員に唱和させてきた。しかしながらこの「為人民服務」というモットーは、厳密に言えば「人民の意志の代表者」という党の自己規定との間に微妙な緊張関係を持っている。なぜなら、「為人民服務」と発声する主体(党員)はすでに「人民」ではなく、「人民」は彼が「服務」すべき対象となっているからである。つまり党は「人民の代表」を名乗り、そのことを正当性の根拠としながら、党を構成する党員は「人民」ではなく、当然「人民の代表」でもないのである。とすれば、では、党が「人民の意志の代表者」であることは一体何によって担保されるのか、ということが問題となる。

もちろん、共産党が歴史上「人民が要求している」として実行した政策が、必ずしも人民の要求を反映したものでなかったことは、本研究を始める時点では既に実証研究で明らかとなっていた。例えば内戦期の土地改革では、党は農村社会で革命工作に従事する党員に対して「農民は階級闘争に立ちあがる闘争性を持っている」という「現実」認識を前提に指示を出したが、実際に現場で実現したのは、直接的な関係(地主-小作関係を含む)にない者を闘争対象とする「反奸闘争」であった(三品英憲「戦後内戦期における中国共産党の革命工作と華北農村社会-五四指示の再検討」、『史学雑誌』(史学会)2003年、112編12号、61~84頁)。また建国後の農業集団化も、農民の意志に基づくものではなく、その実現には共産党の指導が大きな役割を果たしていた(江紅英「試析土改後農村経済的發展趨勢及道路選択」、『中共党史研究』2001年第6期、2001年)。

以上のような問題関心と研究の状況を踏まえ、本研究は課題を次のように設定した。すなわち、「人民の意志の代表者」であることの具体的な根拠を持たなかったにもかかわらず、それを正当性の根拠として国家を建設し、少なくとも1960年代までは社会内のあらゆる資源を調達し得た共産党の支配のあり方、逆から言えば、そうした共産党の支配を受容し、党が一方向的に宣言する「人民の意志」を根拠として再編されてしまう社会のあり方、この両者の関係から共産党・人民共和国の支配の構造的性質を解明することである。

その上で、この問題を追究する際には、「人民の意思を最も正しく理解できる指導者」と

しての毛沢東に注目する必要がある。土地改革の急進化を「人民大衆の要求」を根拠として命じたのは毛沢東であり、このような毛沢東の立場については、当時共産党 No.2であった劉少奇も1945年の「党章」改訂に関する説明のなかで「最も傑出した無産階級の代表者」という表現で、その卓絶性を承認していたからである。以上から本研究では、(1)毛沢東のこうした構造の支配はどのようにして確立したのか、という形成過程に関する問題、(2)こうした構造の支配は人民共和国をも規定しているのか、もし規定していたとすれば、それはどのように人民共和国の歴史過程に影響を及ぼしたのか、という人民共和国に関わる問題、(3)こうした毛沢東の支配の論理を受容し、毛沢東が語る「人民大衆の意志」に対して有効に反論できなかった社会とは一体どのような社会なのか、という社会の問題、という3つの問題を具体的な研究課題とすることになった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、1940年代初めから1950年代末まで(ここでは毛沢東期と呼ぶ)の中国を取り上げ、毛沢東が政治的な指導者としてだけでなく、「人民大衆は何を要求しているか」といった現実認識や、「正義とは何か」といった価値基準までも独断的に決定しうる指導者となっていった過程に着目するところから、中国共産党による支配の構造的性質について明らかにすることにある。

3. 研究の方法

本研究は、歴史上の具体的な場面・状況のなかで毛沢東を含む個々人がどのような論理を用いて自己の主張を正当化しているのか、それが権力の形成とどのような関係にあるのかを考察するものであり、主として言説の分析を中心として研究を行った。この方法で研究を実施する上で具体的に必要となったのは、(1)共産党上層部の指導者たちの言論の収集と解析、(2)社会各層の言論の収集と解析であった。

このうち(1)については、主として『文集』などの形で刊行された資料を使用した。研究を進めるに際して、この資料の解析から得られた知見が研究全体の大きな枠組みを構築する上で重要な役割を果たした。

(2)については、さらに細かく分ければ、人民共和国の(a)建国前と(b)建国後となる。このうち(a)に関しては、より「基層」に近い資料として、当時革命を実現するために社会に送り込まれていた共産党工作隊が残した報告を主に収集し解析した。こうした資料としては、かつて大陸で国共内戦を繰り広げていた際に国民政府によって鹵獲され、現在は台湾の法務部調査局に所蔵されている内戦時期の共産党関連資料がとくに有用であり、本研究では主としてこの台湾所蔵資料を利用した。なお、法務部調査局が所蔵する資

料の一部に関しては、本研究期間中に文献目録を作成して発表し、成果を広く学界に還元した(本報告書「5. 主な発表論文等」〔雑誌論文〕の論文)。

(b)に関しては、上海図書館・南京図書館などで資料調査を行ったが、有効な資料を十分見つけるには至らなかった。

4. 研究成果

本研究では、相互に密接に関連する三つのテーマで研究を進め、それぞれ成果を上げた。三つのテーマとは、(a)中国(とりわけ華北)農村社会の構造(対象時期:1930年代・1940年代前半)、(b)中国社会の特質を踏まえた共産党の支配確立過程とその構造(対象時期:1940年代後半)、(c)戦後内戦期に成立した共産党支配の構造と中華人民共和国における党・国家の支配構造との関係(対象時期:1950年代)以上である(なお、これら三つのテーマ相互の関係と、大まかな見取り図については、本報告書「5. 主な発表論文等」〔雑誌論文〕の論文において論じている)。

(a)については、1940年代の華北村落における社会秩序について研究し、論考にまとめた(本報告書「5. 主な発表論文等」〔雑誌論文〕の論文)。この論文では、次のことが明らかとなった。すなわち、当該社会の秩序は共同体規制など「村落」に基礎をおく枠組みによって維持されていたのではなく、村民同士(あくまで親しい間柄に限る)が個人間で密に取り結ぶ「互いの面子を傷つけない」という意識によって維持されていた。このような知人間関係の強さと裏腹な共同体的結合の弱さは、「無法者」(共産党工作隊を含む)に対する地域社会の抵抗力を弱いものにした。日中戦争以降、華北農村に入った共産党が直面したのはこうした社会であった。以上である。

では、華北農村社会のこのような性格は共産党の「革命」と支配にどのような影響を与えたのか。これが上記(b)のテーマである。

このテーマに関しては、戦後内戦期における共産党の支配確立過程について画期的な像を示した田中恭子『土地と権力』(名古屋大学出版会、1996年)が出発点となっている。田中は土地改革に関する通説的理解を批判し、土地の没収・分配過程において住民相互に暴力を行使させたことが共産党の支配確立に決定的な重要性を持っていたと主張した。本研究では、この田中の見解を継承しつつ、従来の社会が破壊された後、どのような社会秩序が新たに成立したのか、という問題を具体的な課題として追究し論考にまとめた(本報告書「5. 主な発表論文等」〔雑誌論文〕の論文・論文)。

これらの論考によって次のことが明らかとなった。すなわち、共産党支配下の社会では住民・党員のすべてが「人民大衆は正しい」という論理を受け入れ、「人民大衆が支持・

要求している」ということが行使される暴力や施策の正当性の根拠とされていた。しかしそれにもかかわらず、「人民の意志」が何であるか、またそもそも「人民とは誰か」ということは、当該地域の住民の多数意見とは無関係に共産党が任意に決定して地域社会に強制するものであり、しかも、そうした「人民」に関わる現実の解釈権は組織としての党が持つものでもなかった。その最終的な解釈権は、個人としての毛沢東が独占していた。以上である。

この理解は、改めて言うまでもなく実証研究によって導かれたものではあるが、しかし、毛沢東という一個人によって解釈された「人民の意志」が全ての秩序の根源になっていたという、常識的には俄かに信じがたいものであった。ただ、もしこの理解が正しければ、その支配・秩序の構造は、毛沢東期の中華人民共和国においても何らかの形で認められるのではないか。逆にいえば、もしこの支配・秩序の構造が人民共和国でも確認できるならば、毛沢東期全体における国家と社会との関係を説明しうる一貫した論理を手に入れることになる。これが上記(c)のテーマに関する研究である。

このテーマに関しては、1949年から50年代半ばまでの諸政策とその正当化論理を初歩的に考察し、論考を発表した(本報告書「5. 主な発表論文等」〔雑誌論文〕の論文・論文)。これらの論考では、次のことが明らかとなった。すなわち、この時期の諸政策も毛沢東によって解釈・選択された「人民の要求」がその正当性の根拠となっており、毛沢東は党内外の異論を「人民の意志に反する」という論理で退けていた。以上である。

戦後内戦期の共産党支配地域の研究で得られた理解は、このような「試掘」によってその妥当性が改めて確認されるとともに、毛沢東期全体を貫通するものである可能性が高まった。今後の研究は、こうした到達点を踏まえ、毛沢東期全体の国家と社会との関係に対する理解をさらに深化させること、そしてその理解を、近現代中国における国家の特性を社会との関係で説明し得る、より普遍性を持った理論へと発展させることである。

なお、こうした展開への足掛かりとなる作業も本研究では初歩的に行った。それが本報告書「5. 主な発表論文等」〔雑誌論文〕の論文である。ここでは現代中国の思想家の言論を素材として、現代中国を特徴づける党-国家体制を受容する認識の枠組について考察し、それが多党制を基礎とする立憲主義的枠組みとは相当距離のあるものであることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計8件)

三品 英憲「現代中国における党-国体制の認識的前提について-汪暉の議論を素材として-」、『孫文研究』(孫文研究会) 2013

年、第 52 号、22～34 頁。
三品 英憲「中国社会の構造と中華人民共和
国」、『歴史と地理：世界史の研究』（山川
出版社）2013 年、664 号、54～58 頁。
三品 英憲「毛沢東期の中国における支配
の正当性論理と社会」、『歴史評論』（歴史科
学協議会）2012 年、746 号、76～91 頁。
三品 英憲「党・国家体制と中国の社会構
造」、『新しい歴史学のために』（京都民科歴
史部会）2011 年、278 号、37～48 頁。
三品 英憲「台湾・法務部調査局資料室文
献目録」、『近代中国研究彙報』（財団法人東
洋文庫 近代中国研究班）2011 年、33 号、
121～147 頁。
三品 英憲「1940 年代における中国共産党
と社会 - 『大衆路線』の浸透をめぐる - 」、『
歴史科学』（大阪歴史科学協議会）2011
年、203 号、34～50 頁。
三品 英憲「中国共産党の支配の正当性論
理と毛沢東」、『現代中国』（日本現代中国学
会）2010 年、84 号、63～76 頁。
三品 英憲「近代華北村落における社会秩
序と面子 - 『中国農村慣行調査』の分析を
通して - 」、『歴史学研究』（歴史学研究会）
2010 年、870 号、1～19 頁・61 頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

三品 英憲「中国における支配の正当性論
理と社会」、『歴史科学協議会第 45 回大会「世
界史認識と東アジア」』、於立教大学、2011
年 11 月 27 日。
三品 英憲「中国社会の構造からみた党・
国家体制」、『京都民科歴史部会シンポジウム
「現代中国の党・国家体制」』、於京都府立大
学、2010 年 11 月 21 日。

〔図書〕(計 1 件)

野村浩一・近藤邦康・砂山幸男編『新編 原
典中国近代思想史 6 救国と民主』（岩波書
店、2011 年）。三品 英憲担当部分：康生著
「過ちを犯した者を速やかに救え」（253～
257 頁） 蔣南翔著「抢救運動に関する意見書
（抄）」（257～264 頁） およびその解題（241
頁）。また、劉少奇著「党規約の修正に関す
る報告（抄）」（328～332 頁） およびその解
題（327 頁）。

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三品 英憲 (MISHINA Hidenori)
和歌山大学・教育学部・准教授
研究者番号：60511300

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：